

医療法人十葉会
理事長 矢島 祥吉 様

高崎市長 宮 岡 賢 様
(担当：長寿社会課)



苦情等に係る介護保険施設等の実地調査の結果について (通知)

平成27年12月1日及び12月21日に貴法人が運営する指定介護老人保健施設及び指定短期入所療養介護事業所「若宮苑」に対し、苦情等に係る実地調査(介護保険法第23条に基づく)を実施したところ、下記のとおり是正または改善を要する事項が認められましたので通知します。
つきましては、現場において指摘いたしました事項も併せ、速正な措置を講じるとともに、その改善結果を平成28年8月24日までに別記様式により筆証書類を添付して報告してください。
また、本結果通知及び貴法人が作成する改善結果報告書について、高崎市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、個人情報を除いて開示いたします。

記

1 施設サービス計画及び短期入所療養介護計画の作成が適切に行われていない下記の事例が確認されました。

施設サービス計画及び短期入所療養介護計画は原則として利用前に作成し、止むを得ず利用開始後に作成する場合においてもできるかぎり速やかに作成してください。また作成した計画については利用者又は家族に対し説明し、文書により同意を得た上で交付してください。

(1) 平成27年5月20日から6月5日までの短期入所療養介護計画の作成日が6月4日であり、利用者又は家族の同意及び計画の交付がされていなかった。

(2) 平成27年6月20日から8月12日までの施設サービス計画の作成日が7月15日であり、利用者又は家族の同意及び計画の交付がされていなかった。

(3) 平成27年9月18日から10月15日までの施設サービス計画が未作成であった。

2 栄養マネジメント加算は、栄養ケア計画について同意を得られた日から算定できるが、栄養ケア計画に同意を得た日以前から算定している事例が確認されました。

自主的に点検の上、誤って請求し受領した介護給付費について、保険者及び利用者へ返還してください。なお、今後は、誤りの防止及び請求前にチェックする体制を講じてください。

《関連法令等》

- ・高崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第45号)第10条
- ・高崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第104条
- ・施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(江.1.23厚生省告示第104号)

以上

担当 : 長寿社会課 福祉施設担当 坂口
TEL 027-321-1248 (直通)
FAX 027-326-7387
メールアドレス choujyu@ciy.takasaki.lg.jp